

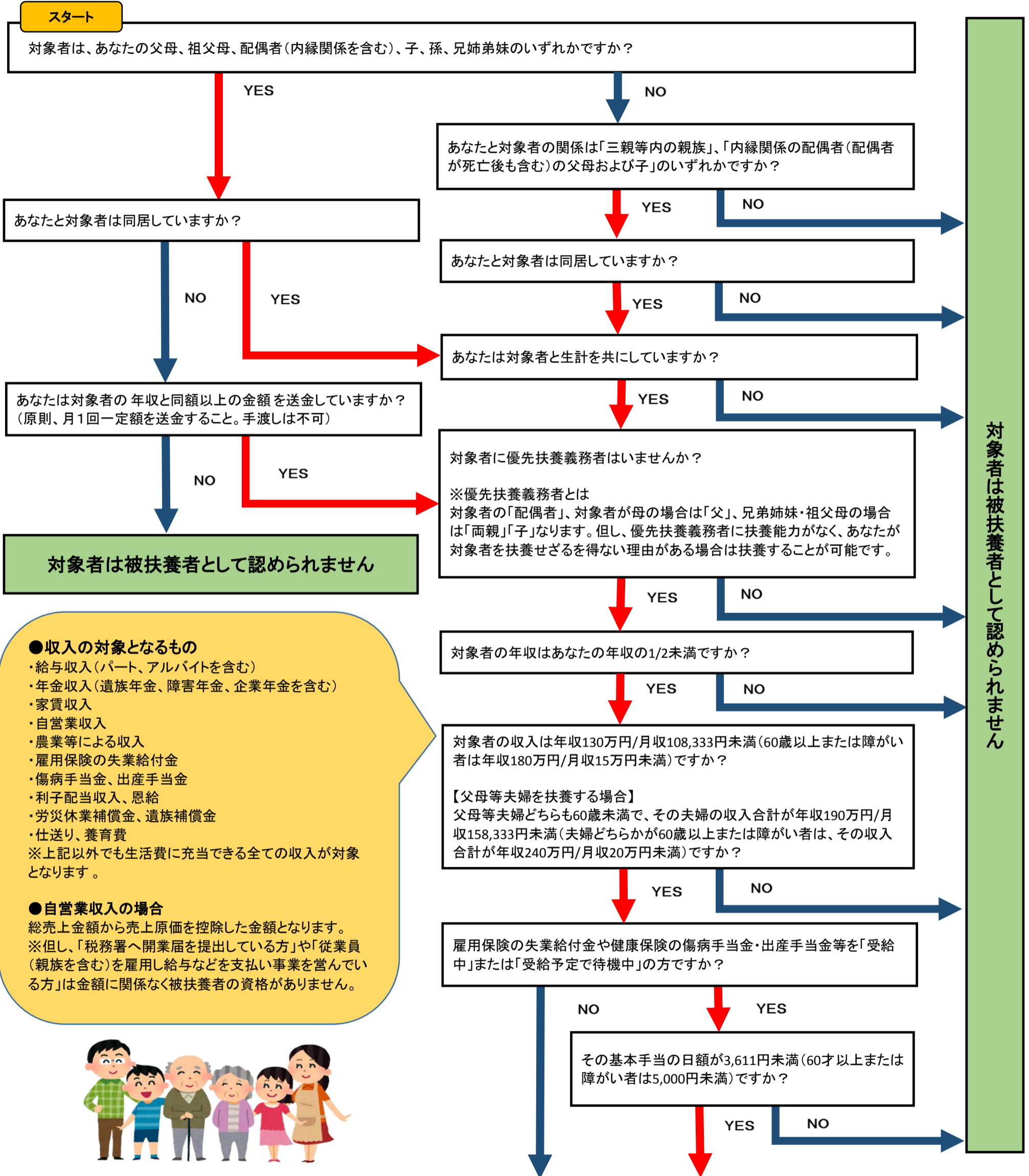
# 被扶養者認定チェックチャートで判定してみましょう！！

健康保険の被扶養者になるためには、いくつかの条件を満たしていなければなりません。  
以下のチャートを参考に対象者が条件を満たしているか判定してみましょう。

## 【注意点】

- ※75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため扶養できません。
- ※同居とは、住居および生計と共にし、住民票上も同一世帯のことをいいます。(世帯分離は別居扱いとなります)
- ※単身赴任による別居は、同居の扱いになります。

YES   
NO 



## ●収入の対象となるもの

- ・給与収入(パート、アルバイトを含む)
  - ・年金収入(遺族年金、障害年金、企業年金を含む)
  - ・家賃収入
  - ・自営業収入
  - ・農業等による収入
  - ・雇用保険の失業給付金
  - ・傷病手当金、出産手当金
  - ・利子配当収入、恩給
  - ・労災休業補償金、遺族補償金
  - ・仕送り、養育費
- ※上記以外でも生活費に充当できる全ての収入が対象となります。

## ●自営業収入の場合

総売上金額から売上原価を控除した金額となります。  
※但し、「税務署へ開業届を提出している方」や「従業員(親族を含む)を雇用し給与などを支払い事業を営んでいる方」は金額に関係なく被扶養者の資格がありません。



対象者は被扶養者になれる可能性があります。

※注意点  
このチャートで「被扶養者になれる可能性があります」と判断された対象者でも、あなたが対象者の生計を「主として」維持しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力があるか等をTOTO健康保険組合が公正かつ厳正に審査し、その事実がない、または、疑わしいと判断した場合は被扶養者として認定することはできません。